

札幌市では、在宅で常時紙おむつを必要とする 重度の障がいがある方に紙おむつを支給します。

1 「札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の概要

札幌市では、常時紙おむつを使用している在宅で重度の障がいがある方（原則3歳以上）に、紙おむつを支給します。登録事業者の中から利用する事業者を選び、注文していただくと、ご自宅に紙おむつを配送します。

グループホームや福祉ホームを利用している方は、契約内容によって、支給対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

2 対象となる方

本事業の対象となるのは、障害者手帳の住所及び居住地がいずれも札幌市内であり、在宅又はグループホーム等で生活する方で、常時紙おむつを必要とし、次の①から③のいずれかに該当する方（原則3歳以上）です。

①重度身体障がい者（身体障害者手帳1級・2級）

状態	感覚麻痺・両下肢の機能障害など／寝たきり／意思表示が困難／介護者不在
----	------------------------------------

②重度知的障がい者（療育手帳A）

状態	常時（昼夜）紙おむつを使用／意思表示が困難
----	-----------------------

③重度精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）

状態	常時（昼夜）紙おむつを使用／意思表示が困難
----	-----------------------

注）札幌市在宅高齢者等紙おむつサービスの対象となる方は対象とはなりません。

ご自身の状態が支給の対象となるかについては、お住まいの区の区役所保健福祉課にお問い合わせください。

3 支給の対象となる品目及び金額

品目	○支給の対象となる紙おむつの品目は、フラットタイプ、テープ止めパンツタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッドタイプです。 ○選択した登録事業者が提供できる製品（※）の中から任意の品目をお選びください。 ※各登録事業者の主な取扱い製品の一覧等をご確認ください。
----	--

金額	○毎月上限額6,500円以内で支給が受けられます。 ○購入に係る費用が上限額を超えた場合、上限額までの支給となります（差額は全額自己負担）。
----	---

4 自己負担額

生活保護世帯	0円
上記以外	利用額の1割

ご利用方法は裏面を
ご覧ください。

5 お問い合わせ先

中央区:011-231-2400 北区:011-757-2400 東区:011-741-2400

白石区:011-861-2400 厚別区:011-895-2400 豊平区:011-822-2400

清田区:011-889-2400 南区:011-582-2400 西区:011-641-2400 手稲区:011-681-2400

SAPPORO

ご利用方法

◆ご利用を希望される方は、お住まいの区の区役所保健福祉課で、申請をしてください。

○障害者手帳の住所と居住地が相違する場合については、障害者手帳の取扱い区で申請をしてください。

○申請時に希望する登録事業者を選択してください。

申請

◆区役所から「決定通知書」と「紙おむつサービス利用券（以下、利用券。）」が届きます。

○利用券は、ひと月1枚として開始日から年度末分までのものが届きます。

○翌年度分については、毎年3月に翌1年間分を区役所から送付します（申請は不要です）。

○申請書を受理された日が、当該月の初日から15日までの場合は、~~◆登録事業者から連絡が入ります。~~

○配達日時、配達場所、紙おむつ製品等の希望を伝えてください。

日程調整

○毎月の紙おむつの配送にあたり、あらかじめ、登録事業者と配達日時に登録事業者の紙おむつを配送します。

利用

◆利用者負担額をお支払いください。

○利用券に利用者負担額が記載されている場合には、その金額を直接登録事業者にお支払いください。

登録事業者

登録事業者名	住所	電話番号
株式会社ウェルアス	東区北12条東11丁目4-17	011-704-2210
株式会社北基サービス	白石区南郷通1丁目南7-14	011-864-6837
丸惣こうぜき株式会社	中央区南4条東2丁目12-1	011-241-0900
株式会社梅川医科器械店	東区北9条東2丁目3-25	011-722-0225
株式会社 小六	豊平区豊平2条1丁目1-12	011-811-2863